協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和4年3月）

令和4年4月1日より
青森支部の「健康宣言」が変わります

協会けんぽ青森支部では、平成28年度より、事業所全体で健康づくりに取り組むことを事業主様に宣言いただき、その取組をサポートする**「健康宣言」**事業を実施しております。

事業の開始から6年が経過し、取組の質の更なる向上、協会けんぽによるサポート体制の強化を目的として、令和4年4月1日より健康宣言の内容を変更いたします。

主な変更点 ①

協会けんぽが作成する**「健康度診断（事業所もしくは業態別）」**を確認し、事業所が自社の健康課題を把握した上での健康宣言の登録が必須となります。

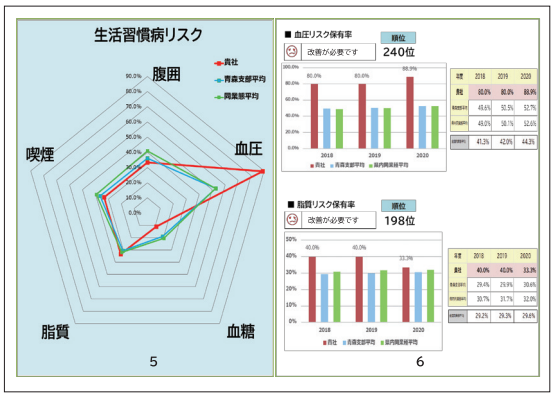

※画像はイメージです

主な変更点 ②

健康宣言を行う上での必須項目である「健康診断の実施」および「特定保健指導の利用」の数値目標は次のとおりとなります。

健康診断の目標（受診率）	特定保健指導の目標（実施率）
・被保険者（本人）は**100%** ・被扶養者（家族）は**50%**	・サポート初回は**100%** ・サポート完了は**50%**

すでに健康宣言にご登録いただいている事業所様への対応

健康宣言にご登録いただいた順に、新しい内容への切り替え（健康課題の確認や取組内容の変更等）を依頼させていただく予定です。

令和4年度より順次切り替えを開始し、令和7年度までの完了を目指します。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
切り替え開始			切り替え完了

お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部　企画総務グループ　☎ 017-721-2713

保険証を利用できるのは退職日までです!

被保険者（ご本人）の方	**退職日の翌日（資格喪失日）**から使用できません。
被扶養者（ご家族）の方	**被扶養者でなくなった日**から使用できません。

事業主 の皆様へのお願い

・退職者に、**退職日の翌日以降は保険証を利用できない旨をお伝えください。**

・退職者から回収した保険証は、**「資格喪失届」**に添付のうえ、**日本年金機構仙台広域事務センター**へ郵送にてご返却※ください。

・保険証を添付できない場合は、**「被保険者証回収不能届」**をご提出いただきますようお願いいたします。

※ 資格喪失届を提出した後に保険証を回収した場合は、**協会けんぽ青森支部**へご返却ください。

加入者 の皆様へのお願い

・ご退職時に、**保険証は事業主（社会保険事務担当者）へすみやかにご返却ください。**

・ご家族の保険証もあわせてご返却ください。

資格喪失した保険証で医療機関を受診すると．．．

資格喪失した保険証を医療機関等で使用した場合、健康保険で支払われた医療費について、協会けんぽからご本人様へ返還請求※をいたします。

この返還請求にかかる事務費用は、**皆様からお預かりしている大切な保険料等より拠出されます。**

大切な保険料を守るためにも、保険証の適正な使用にご協力をお願いいたします。

※ 令和2年4月から令和3年3月までに青森支部で発生した資格喪失後の受診のうち、返還請求を行った件数は**915件**で、金額が**約1,900万円**にも上っています。

お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部　レセプトグループ　☎ 017-721-2715

全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030－8552 青森市長島2－25－3
ニッセイ青森センタービル 8階　TEL 017-721-2799（代表）
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/